

# 平成27年度第2回愛媛県ドメスティック・バイオレンス防止対策推進会議

## 委員発言概要

### (1)①DV防止対策関係事業について

(山本委員)

配置されている婦人相談員はどのような資格や経験を持った人なのか。資格要件はあるのか。

(子育て支援課)

資格要件は明確なものがあるわけではないが、相談援助業務に携わる関係上、傾聴能力や業務に対する理解が求められている。実際には様々な経験を持った者が配置されており、相談業務に係る技術をレベルアップさせるための研修を行い、指導している。

(中村会長)

県の設置人数は3名で、市町にも設置されているということか。

(子育て支援課)

6市に設置されている。

(高本委員)

相談員はどういう勤務形態なのか。

(子育て支援課)

県の3名については、フルタイムではないが、非常勤嘱託として勤務している。福祉総合支援センターについては婦人相談所が統合されており、東予及び南予の子ども・女性支援センターについては、今年度から児童虐待との連携を図るため、地方局の地域福祉課に配置していた婦人相談員をそれぞれの子ども・女性支援センターに配置しているところ。

(高本委員)

いつ相談がくるか分からないが、どの時間帯に相談があっても、県に窓口があり、そこからつなげていくのか。

(子育て支援課)

勤務時間内については、婦人相談所内の正規の職員、婦人相談員、DV関係の非常勤嘱託の相談員が相談対応を行っている。それに加えて夜間相談等の実施により、勤務時間帯を過ぎてか

らの相談も受け、つないでいる。

(中村会長)

24 時間、365 日、必要があった時に連携と対応ができる体制なのか。電話をかけても誰も出ない状況を作っていないか。

(子育て支援課)

福祉総合支援センターで 24 時間受け付けている。婦人相談だけに限らず、児童虐待に関するものについても行っている。相談の状況によっては職員との連絡が必要になる。例えば警察から通報を受けた場合等、24 時間常に対応する必要があるので、職員が出て来て対応する体制をとっている。

(中村会長)

組織体制ができており、安心した。年末年始に家族の問題が顕著に出ることがあるので、そういうときに対応できるよう配慮する必要があると思う。

(高本委員)

市町に対する広報依頼について、平成 27 年度は新居浜・西条・宇和島にしたと説明があったが、県下一斉にできないのはなぜか。

(男女参画・県民協働課長)

広報については全市町に依頼しているが、今年度の実績として、この3市において掲載があったところ。

(高本委員)

市町によって差があっているのか、受けないところは全く広報しないのはいかがなものかと思う。広報は大事なので、市町にも理解してもらって、枠を作ってもらうべき。

(中村会長)

広報は不平等のないよう一斉に情報提供することが原則だと思うので、この会議の意見として反映してほしい。

(男女参画・県民協働課長)

来年度5月頃に、市町の担当者を交えたDV防止対策連絡会を開催するので、その席上で要請したい。

(高本委員)

相談窓口の認知度が低い。もう少し認知度を高めるための対策が必要ではないか。それに関

連して、県には男女参画・県民協働課と子育て支援課があり、子育て支援課が対象とする範囲は子どもがいる人なのか。男女参画・県民協働課は学生と婦人が対象なのか。また婦人であっても、65歳までが対象なのか。市町では65歳以上は地域包括支援センターの担当になる。再度確認したい。

(男女参画・県民協働課長)

DV被害者の保護と自立促進については、福祉分野の子育て支援課が担当している。男女参画・県民協働課は、関係機関との連絡調整と広報を主に実施をしている。その一環として高校生のためのDV未然防止講座、大学生向けDV防止啓発講座等を行っている。

(子育て支援課)

婦人相談所自体は子どもの有無に関係なく、婦人全般の問題を扱うものとして、売春防止法に基づいて設置されている。その後、DV防止法ができて、現在ではDV防止対策の部分で男女共同参画センター、福祉総合支援センター及び新居浜市配偶者暴力相談支援センターの3機関が配偶者暴力相談支援センターとしての役割を担っている。福祉総合支援センターは今年度から児童相談所や障害者関係の各種相談機関が統合されているが、婦人相談所としての機能は別にある。

また、高齢者だから婦人相談所では相談を受け付けないということはない。どのような支援がより適切かを考え、場合によっては支援機関が変わることもある。

## **②愛媛県DV防止対策連絡会地域ブロック別担当者会の協議内容について**

(中村会長)

開催後、参加者からの反応はどうか。

(男女参画・県民協働課長)

26年度から実施して今年度が2回目だが、相談員も、警察関係者も出席しており、相談業務に携わる担当者の顔の見える化が図られて、後々の別の相談事案についても相談しやすくなった、連携が取りやすくなったと報告を受けているが、具体的なところは把握していない。

(中村会長)

連絡しやすい関係ができれば、ケアの向上に繋がっていくので、まず人のつながりが大事だと思う。

(稲見委員)

中予地区に参加したとき、DV相談に携わる人が来ていると思っていたら、ワークショップの中で「全くDVのことを知らない。」という行政職員がおり、驚いた。参加したからには担当者、相談員として勉強し、県民にフィードバックしてほしい。

地域ブロック別担当者会に参加したことで、ある市町の教育委員会の研修に呼ばれ、講演を行った。この会議で顔繋ぎができてよかった。

(中村会長)

相談員がボランティアなのか、ライセンスを受けた人なのかによって意識が変わってくるのではないか。相談員としての評価をどう与えるのかについて、これから考えていかなければならないと思う。

お金や時間がかかるので、実際に集まって議論することが省略される傾向にあるが、このような会議を地道に続けていくことが大事だと思う。事務局として、運営しての実感はどうか。

(男女参画・県民協働課)

全ての会議に県の職員が参加している。去年から始めたので、手探り状態で進めているが、市町の担当者、福祉総合支援センター、男女共同参画センター、警察には全ブロックで参加してもらっている。DVの問題については、高齢者の虐待、デートDV、あるいは同伴児童の問題等があり、テーマごとに関係機関が少し違ってくる。高齢者であれば地域包括支援センター、学生・児童であれば学校関係者等、参加機関については来年度以降も検討していきたいと思う。大きくDVというテーマで議論するのか、ある程度テーマを決めた形で議論するのかについて、参加者の意見を聞きながら来年度以降実施していきたいと思う。

実感したことは、業務において日頃から電話連絡等、色々な連絡を取っているが、それぞれの業務の細かいところを知らずに連絡を取っているため、そこから認識のずれが生じる。実際に顔を合わせて話し合ったときに、双方の視点や考え方を知ることができ、その後の業務で、ただ連絡をしていたときよりも円滑にできているのではないかと期待している。担当者が何年か毎に異動するため、顔つなぎは常時行わなければならない。今後も多くの関係機関に声をかけ、色々なネットワークを作っていきたいと思う。

(中村会長)

このような会議の成果は見えにくく、何年か経ってからでないといけないこともあると思うが、よりよいものとするために本会議からも意見を出して反映させていきたい。

(高本委員)

マイナンバーによって避難場所が相手に突き止められた事例や避難場所ではなく元の家マイナンバーが送られた事例を聞いたことがあるが、そのような心配はないのか。

(子育て支援課)

所管が市町振興課もしくは各市町になるので正確な答えではないが、避難している人へのマイナンバーの通知は、早い段階から問題視されていた。そのような事情がある人のため、居所情報を登録することにより住所地以外で通知カードを受け取れるよう、国においては周知広報・問合せ対応等が行われていた。

(市川委員)

離婚事案で住民票を取るとき、DVの被害を受けている場合は基本的に配偶者が行っても閲覧ができないようにしていると思う。実際に調停を出すときには必ず本籍と住所を記載する必要があるが、書面では元々住んでいた住所を表記する等の対応を取れば、現住所を記載しなくても家庭裁判所は受け付けてくれるので、配偶者が被害者の住んでいるところを調べることは事実上できない体制にはなっている。ただ、このような手続きを知らない人がいるために、問題になっている。マイナンバーの関係でもおそらく住所の閲覧制限をかけていることが分かれば、元の住所に送ることはないと思うが、手続きを取っていない人については、情報が細かく行きわたっていないために、網からこぼれ落ちているのではないかと思う。

高齢者夫婦の間でのDVについては、本人が申告しにくい、あるいはそのことがDVだと理解していない人もいる。それから障害者についても、同様に、それがDVだと理解していない人が少なからずいる。そういう観点から、法テラスでは、高齢者、障害者に対して、こちらから出て行って自分が受けている被害がどのようなものかを理解してもらう。ただ直接接合できるわけではないので、社会福祉協議会や地域包括支援センター等の窓口との間で連携できる体制が最低限必要になる。そこで去年からこのような事業を始めるために法テラスの本部は動いている。愛媛でも今年からスタッフの弁護士を専任として配置し、関係機関に案内を送ったうえで、要望があれば出張相談等の活動をする方向で動いている。ただこれは体制が整っていないと難しいので、体制の整備をしていくことがこれから必要なのではないかと思う。

(中村会長)

ショッピングカードの住所、あるいは電気代や電話代等の公共料金から個人の住所が追跡できる環境なので、法的な支援を受けないと個人の力では限界があると思う。制度を活用できるところまで成熟していない面もあるのではないか。

## **(2)意見交換**

(稲見委員)

講座の前にアンケートを取り、その結果を円グラフにして当日配布する。そうすると生徒は、自分はどこに入るのか、他の人の認識はどうなのか等を考えながら受講する。受講後、感想文を書

いてもらうのだが、今年は特に素晴らしい感想が返ってきた。その感想文を読みながら、この活動は大変だが、今やっていることは決して無駄ではなく、生徒はしっかり受け止めていると感じた。本当は、全部の感想を皆さんに読んでほしい。そうすればデートDVがどれほど大変なことなのかを社会も学校も地域の人たちも理解して受け止めてくれると思う。一方で、デートDV防止啓発講座を全く実施していない高校もある。受講した生徒と一度も受講していない生徒とのギャップが心配だ。実際にデートDVに遭遇したとき、頭の片隅に残っていれば、対応の仕方も違う。

（佐藤委員）

受講後、DVに対する意識が改善されているとのアンケート結果を見ると、このような良さをどのように小学校に取り入れていけるのか検討したいと思う。今でも人と関わる力を育てる教育、コミュニケーション能力を育てる教育、人権教育やネットのモラル教育、性教育等、色々なことをちりばめて取り組んでいるが、学級担任がほとんど担当する。保健の先生や外部講師を招いて、担任とは違った視点で学ぶ機会を組み入れながら、子どもの発達に応じて、人の心や身体を傷つけてはいけないといった人の生き方について、それから実際にどのようなことが起こりうるのか、被害に遭った場合はどこに相談するのかについて、教えていかなければならないと感じている。同伴児童が、長い間色々なことを抱えながら育っていく姿を見ていると、なぜDVはなくなるのか、なぜ繰り返してしまうのかと思う。小さな積み重ねをしていくことが大事だと思う。

（堀川委員）

本校は松前町の人権擁護委員によるデートDVの講演を毎年実施しているので、本校の生徒は必ず受講している。まだ一度も実施していない学校もあるかもしれないが、県・市町による講演等で、高校生のデートDVという言葉の認知度は高くなっているのではないかと思う。高校ではデートDVに関連する行事としては、性教育講話や人権教育講話などもあり、それらは毎年実施している。全校生徒対象であるか、学年対象であるかによって違うが、3年間在籍している間に一度は必ず受講するようになっている。その中には、デートDVに関連する内容を取り入れることもあると思う。

また、ホームルーム活動においては、各学年で人権・同和教育を実施しており、その中で、DVなどをテーマとして取りあげることもある。生徒指導の分野においても、非行防止教室を実施しており、特に最近では、SNSの問題やいじめ等に関連する内容をテーマにすることが多くなっている。その中で、DVに関することも取り上げることもあると思う。毎年、何らかの形でデートDVについてのテーマを授業や学校行事で取り上げることができているかどうかは分からないが、徐々にDVに関する内容を取り上げている学校は増えていると思う。本校では毎年実施している。

地域ブロック別担当者会について、それぞれの地域の関係者、窓口の担当者が一堂に会して議論することが一番効果的だと思う。こういった会議に教育関係者も参加していくことは大切だと思う。

生徒指導や人権・同和教育では各地域に推進主任が配置されている。高校では、その推進主任が中心になって各校に様々な情報を提供したり、指導したりするシステムになっている。DVについても、推進主任を活用して広めていく方法があると思う。

また学校内の校務分掌にある教育相談課や特別支援教育課などでも、デートDVを取り上げて講演会や教職員研修会を企画するなど、学校としても取り組んでいかなければならないと思う。

(中村会長)

教育に関わる人をどのように育てていくか。DV関係の研修会に学校関係者も入ることで、少しずつ広がっていくと思う。

(安永委員)

DVは関係機関の協力が大事だと思う。私の経験で良かったことは、八幡浜の児童施設に児童民生委員の研修で行ったところ、そこでは近隣の人々の協力があり、その施設だけを特別視することなく、その土地の生活に子ども達が馴染めるようにしていた。大変良い環境で、施設から近くの学校に通っている生活の様子を研修してきたが、子どもは入所することを嫌がっていて、親がそこに入りなさいという家庭が多いと聞いた。入所するときには嫌がるが、結果的に施設があり子ども達は助かっていると感じた。

(渡邊委員)

私は民生児童委員と保育士をしている。年齢を重ねると、言いたいことが言えず遠慮することがある。デイサービスやショートステイに行っている人に話を聞くと、実はこうして欲しいという話を聞くことがあるので、そのことを地域包括支援センターに伝える。まず地域包括支援センターに電話をして、そこから関係機関につないでもらえるので、横のつながりに助けられている。

それから、親が育つと子どもも育つと考えて、まずお母さんを育てる取組みがある。子どもの虐待が多い中、保育士が虐待を見つけることもあるので、まず子どもが保育園に来たら、お母さんとの話をすることを一番大事にしている。お年寄り同士の虐待や孫に手をあげたり、嫁に手をあげたりと全てが家族の中から起こることだと思うので、家族をよく見ていかなければならないと思う。

(山本委員)

大学生について、高校生と比べると言葉は分かっている。ただ、言葉が分かっているが、相談窓口を知らないということは、実際の対応がまだなされていない、自分を守る方法がまだ十分に確立されていないということなので、具体的に自分をどのように守っていくのか、あるいは知識をつけることによって他人をどのように傷つけないようにしていくのかについて、具体的な方策がこれから求められていくのではないかな。

(中村会長)

行政は体制を整えたつもりでも、県民から見るとどこに相談したらいいかわからないことがある。体制を整え、そのことをPRしていくことが大事。これから県としては見えないものを見える形にしていかなければならないと思う。

(市川委員)

本会議はDVの防止対策を推進する会議で、それに関連して、どのような施策がいいのか、具体的にどのような対応ができるのかについて、委員から意見を聞いて方向を決めていく。中・高・大学生のデートDVに関する教育について、当初の発想としては、これから社会に出て行く中で、まだ入り口の部分でDVはどのようなものであるか、どのような被害を受けるのか、さらにそれをどのように防止するかについて、知ってもらうというものだった。駆け込むことのできる相談機関等を学生に教えることで、DVとはどのようなものか理解が進む。ただ、このアンケートの集計結果を見ると、相談窓口まで知っている人は大学生で14%程度であり、実際には相談体制や相談窓口があることを知らない生徒がいる。DVだけが生徒に教える項目ではなく、1つの項目にすることは難しいが、受講した生徒は感銘を受けているので、回数を地道に増やしていくしかないと思う。

先ほど指摘があったが、地域別ブロック担当者会には市町の担当者が来ていたが、正直なところ来ていただけであって、本当にDVのことを理解して、担当者の窓口として動けるかに関して疑問符がつく人もいた。この会議は、DVについて知識なり理解がある人が、自分の持っているスキルを少しでも前向きに向上させることと、顔の見えるところで連絡が取り合える体制を整備することが目的である。

後者は成果として残るかもしれないが、もう1つのスキルアップに関しては、参加者にスキルアップの意識をはっきりと持ってもらう必要があるのではないかと感じた。

最後に、被害者支援の関係で、大きな範疇にストーカーやDVが入っている。弁護士としてどのように支援できるか、法的な対応も含めてどのようなことができるかを考えると、こちらからDVの対応等について話すことはできるが、防止対策の観点から言うと、連携システムが整備されていれば、より早くその中に入って活動できるのではないかとと思う。これは行政だけの責任ではないが、主要に関わるものとして、組織的な連携について具体的な整備が必要ではないか。

(中村会長)

DVに対する認識を高める活動により県民や高校生などの若年層のスキルを上げていく方策と、単位制度や認定制度を作り、研修を受講することにより単位を与え、新しい知識や法的な知識を身に付けてもらい、相談員のスキルアップをしていく方策が考えられる。さらに人の善意に頼るだけでは限界があるので、報酬が払える体制にしていかなければならないと思う。

(稲見委員)

人権擁護委員はボランティアで、後継者の育成に取り組んでいるが、男女共同参画委員長になってくれる人がいない。1人の力では限界があるので、県下220名の人権擁護委員が自立して、各市町で取り組んでもらっている。正規職員であれば後継者は育っていくと思うが、ボランティアの場合、できる人がそれほど多くなく、私が辞めた後がどうなるのか心配だ。本来は学校教育の中で先生がやるのが一番望ましい姿だが、現状ではできていないからボランティアで行っている。県と連絡を密に取りながら、人権擁護委員として活動を行ってきた。しかしこれからも続く保証はなく、あとの委員長になったときになくなるかもしれない。だから今のうちにルールを敷いておきたい。DV教育について、中学生も含めてカリキュラムの中に入れるよう検討してほしい。



(男女参画・県民協働課長)

地域ブロック別担当者会については、今のところ教育担当者までは広げられていない。今年度から法テラスにも参加してもらっているが、やり方、範囲をどこまで広げられるのか等について、毎年改善をしながら取り組んでいきたい。

学校においてもDVについての教育が実施されており、また稲見委員をはじめとする人権擁護委員が実施する講座では、昨年度26校4625人の参加があり、渡邊委員のえひめDV被害者サポートセンターによる活動等もあり、県事業の学校数が増えている。

中学生向けDV防止講座について、まずは中学校の教員を対象に取り組み、広げていきたい。中学・高校・地域で講座が開催できるよう協力をお願いしたい。